

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、賑わいを生み出すポテンシャルのある「公民連携実証実験フィールド（以下「実証実験フィールド」という。）」において、様々な公民連携による取組を推進することで、未来を見据えた持続的な賑わい創出、エリア価値の創造を図ることを目的とする公民連携エリアリノベーション応援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。以下「条例」という。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「実証実験フィールド」とは、撫養川親水公園から鳴門市役所庁舎周辺の公共エリアをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実証実験フィールドにおいて実施する事業であり、持続的な賑わい創出、エリア価値の創造を図ることを目的とした事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の3月末までに完了するもの
- (2) 実証実験フィールドにおいて実施され、以後継続的な実施が見込まれるもの
- (3) 同一事業について他の補助金の交付を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (2) その他市長が不適当と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は事業を営む法人、団体または個人事業主であって、補助事業終了後も継続して当該事業の継続的な提供に努め、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (3) 政治的又は宗教的活動に係る事業を行う者
- (4) その他市長が補助金の趣旨に照らして不適当と認める者

(申請期限)

第5条 補助金の申請期限は、原則、事業実施日の30日前までとする。

(補助対象経費び限度額等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び限度額は、別表1に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象外とする。

- (1) 対象事業に直接関係のない経費
- (2) 交付決定前に発生した経費
- (3) 対象事業を行う者における経常的な経費
- (4) 補助対象事業者の会食費、弁当代等の飲食費
- (5) 補助対象事業の用に使用したことが明確でない経費や領収書等により支払ったことを明確に確認することができない経費

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、第5条に定める申請期限までに公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、当該補助金の同一団体への交付は、同一年度において2回までとする。

- (1) 事業の事業計画書
- (2) 事業の収支計画書
- (3) 実施団体概要
- (4) 事業にかかる経費の見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をし、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第9条 申請者は、第7条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金変更等申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(補助金を交付しない旨の決定)

第10条 市長は、第7条の規定により提出された申請書を審査した結果、補助金の交付が不適当であると認めるときは、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しない旨を対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 1 条 補助対象者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに公民連携エリアリノベーション応援事業補助金実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、実績報告をしなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 事業の対象経費にかかる領収書等の写し
- (3) 事業が分かる写真や書類等
- (4) 事業の収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 1 2 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金確定通知書(様式第 6 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 1 3 条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 1 4 条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、補助対象者に当該請求額を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求の日から 30 日以内に口座振り込みの方法により補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第 1 5 条 補助対象者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 1 6 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助対象者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は5年を経過した場合は、この限りでない。

(調査)

第18条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 交付申請を行った対象者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(審査委員会)

第19条 市長は、この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平・公正に補助対象者を選定するため、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	内訳	限度額
報償費	専門家や出演者等に対する謝金 等	6 万円
交通費	専門家や出演者等の移動に要する運賃 等	
需用費	印刷物、看板、消耗品の購入にかかる費用 等	
役務費	郵送料、広告料、手数料 等	
委託料	事業実施にあたり、他者に委託した方が効率的なものについて、委託するための必要な経費	
使用料及び賃借料	会場借上料、OA機器借上料、その他機材等の借上料	
備品購入費	主として事業の執行に要する備品購入に要する経費 ※当該事業を <u>本市で継続的に実施する</u> 上で、必要と判断できるものに限る	
その他	その他市長が必要と認める経費	

※交付額について1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第 1 号（第 7 条関係）

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

申請者 住 所 _____
申請者の名称 _____
代表者職氏名 _____
担当者名 _____
連絡先TEL _____

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり申請します。公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱の記載内容を遵守します。

1. 事業の情報

事業名	
実施場所	
実施時期	※当該年度の3月末までに完了すること。
事業内容	
期待される効果	

2. 交付申請額

_____ 円

※1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨ててください。

3. 添付書類

- (1) 事業の事業計画書
- (2) 事業の収支計画書
- (3) 実施団体概要
- (4) 事業にかかる経費の見積書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

鳴門市指令第 号

年 月 日

様

鳴門市長

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公民連携エリアリノベーション応援事業補助金の交付について、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

以上

様式第3号（第9条関係）

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金変更等申請書

年 月 日

（宛先）

鳴門市長

申請者	住 所
	申請者の名称
	代表者職氏名
	担当者名
	連絡先TEL

年 月 日付け鳴門市指令第 号で交付決定のあった補助事業について、次の通り変更したいので、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第9条第1号の規定により、次の通り申請します。

1. 変更または廃止の内容とその理由

2. 補助金の交付の指令番号 年 月付け 鳴門市指令第 号

3. 既交付決定額 金 円

4. 変更交付申請額 金 円

5. 関係書類

- (1)事業変更計画書
- (2)変更収支予算書

※交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

鳴門市指令第 号
年 月 日

様

鳴門市長

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった公民連携エリアリノベーション応援事業補助金の交付について、下記のとおり補助金を交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付決定理由

以上

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

申 請 者	住 所
	事業所の名称
	代表者職氏名
	担当者名
	連絡先TEL

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があつた公民連携エリアリノベーション応援事業補助金に係る補助対象事業を完了しましたので、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により報告します。

実施内容 (該当する番号に○)	1. 交付申請書のとおり 2. その他（下記に内容記載）
添付書類	(1) 補助金交付決定通知書の写し (2) 事業の対象経費にかかる領収書等の写し (3) 事業が分かる写真や書類等 (4) 事業の収支決算書 (5) その他市長が必要と認める書類
補助対象経費 (税抜)	円
補助金交付申請額	円

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

鳴門市長

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった公民連携エリアリノベーション応援事業補助金について、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

1. 補助金の名称 公民連携エリアリノベーション応援事業補助金

2 交付決定額 _____円

3 確定額 _____円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）
鳴門市長

申 請 者 住 所 _____
事業所の名称 _____
代表者職氏名 _____
発行責任者名 _____
担当者名 _____
連絡先TEL _____

公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付請求書

年 月 日付け鳴門市指令第 号をもって交付決定の通知があった
補助金について、公民連携エリアリノベーション応援事業補助金交付要綱第13条の規定
により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金の名称 公民連携エリアリノベーション応援事業補助金
- 2 請 求 額 _____ 円
- 3 振 込 先 金 融 機 関 名 _____
- 支 店 名 _____ 支店
- 預 金 種 別 _____ 普通 ・ 当座
- 口 座 番 号 _____
（ 右 詰 記 入 ）
- 口 座 名 義 _____
（ カ タ カ ナ 記 入 ）

※振込先口座は、個人にあっては申請者個人、法人にあっては当該法人が名義人である口座
を記載してください。

※口座情報に誤りがある場合は入金できないことがありますので、通帳内容をよくお確か
めの上ご記入ください。